平成２５年（フ）第２３２号
佐賀県佐賀市本庄町大字袋363番地29　畑瀬マンション207号
債務者　江頭由香利
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
佐賀県鳥栖市古賀町373番地55
債務者　立川　昌之
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５７号
佐賀県佐賀市高木瀬東３丁目15番10号
債務者　原　　隆司
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
佐賀県杵島郡白石町大字馬洗323番地４
債務者　溝上　道代
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１３４号
佐賀県杵島郡白石町大字堤3579―４　江島団地32号　小野司宅内、住民票上の住所佐賀県杵島郡白石町大字福田1800番地２
債務者　田中　福子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１３５号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙372番地２
債務者　井上　竜太
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第５５号
大分県中津市大字永添416番地13、住民票上の住所福岡県福岡市東区千早２丁目38番８―205号
債務者　谷口　謙治
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第６４号
大分県宇佐市大字江須賀2236番地
債務者　中野　一紀
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第５７号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町21番13―45号
債務者　池田修一郎
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第５８号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町２番６―301号
債務者　松村　孝夫
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１０８１号
京都府木津川市南加茂台14丁目１番地７、前住所北海道苫小牧市東開町４丁目17番18号鹿鳴館105号
債務者　杉本　　健
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６８号
京都市北区大宮東脇台町16番地　大宮はつみ館202
債務者　堤　　千琴（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８０号
京都市西京区大原野北春日町250番地　パセンテラ洛西107号
債務者　日高　信夫
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８２号
京都市右京区梅津北川町19番地54　北川テラス３号
債務者　西田こと　海本　香澄
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８４号
京都市伏見区深草鈴塚町１―28、住民票上の住所京都市山科区北花山大峰町51番地の32
債務者　森　　栄司
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０７号
京都市南区東九条松田町60番地　ＣＩＥＵＸ京都206号室
債務者　木村　繁生
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０９号
京都市伏見区深草寺内町859番地11
債務者　山脇　　聡
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係